

大阪府震災復興都市づくりガイドライン

平成 1 8 年 1 月策定
平成 2 7 年 3 月改訂
(令和 7 年 3 月修正)

大阪府 大阪都市計画局
計画推進室 計画調整課

はじめに

○大阪府震災復興都市づくりガイドライン改訂にあたって

「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」は、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、大規模な地震災害からの都市の復興に関して、適切かつ速やかに復興業務を進めるため、発災から約 6 か月間の自治体職員の行動手順や留意点等を取りまとめ、復興実務の手引きとして、平成 18 年に策定したものです。

その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を教訓として、津波災害にも対応したガイドラインへと改訂するため、平成 23 年度より泉州地域の沿岸市町とともに検討を開始し、平成 26 年 3 月に中間とりまとめを行いました。

また、平成 26 年度には大阪府都市計画協会の事前復興ワーキンググループに参加する市町とともに図上訓練や事例研究を行うなど、ガイドラインに基づく復興手続き等の検証を行い、平成 27 年 3 月に本ガイドラインの改訂を行いました。

改訂にあたっては、本ガイドラインが復興都市づくりに携わる実務担当者の手引きであることから、より活用されやすいものとするため、事例を示しながら内容の整理と充実を図りました。

今後、南海トラフ巨大地震等の被害想定の見直しや、地域防災計画の改訂、新たな知見等が関係機関から通知された場合等は必要に応じて適宜、本ガイドラインの見直しを行うこととしています。

【目 次】

第1章 ガイドラインの目的等	1
1. ガイドラインの目的	1
2. ガイドラインの性格	1
3. 復興都市づくりの目標	3
第2章 復興都市づくりのプロセス	4
1. 被災後1週間以内	6
2. 被災後2週間以内	10
3. 被災後1か月以内	21
4. 被災後2か月以内	29
5. 被災後6か月以内	47
6. 被災後6か月以降	52
第3章 復興都市づくりの留意点	56
1. 全般的な留意点	56
2. 各プロセスにおける留意点	59
第4章 復興都市づくりの計画策定指針	78
1. 復興後の都市のあるべき姿	78
2. 都市復興基本計画等の考え方	83
3. 復興都市計画事業の考え方	88
第5章 平時の取組のあり方	90
1. 事前復興の基本的な考え方	90
2. 取組順序の考え方	90
3. 目的別取組の整理	91